

奈良県告示第四百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

平成二十年三月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的 次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和六十一年七月二十三日農林水産省告示第千百六十六号

二 変更に係る指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法 変更しない。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を奈良県庁並びに宇陀市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)